

氏名	POZSGAI ALVAREZ JOSEPH		
学位の種類	博士（政治学）		
学位記番号	博甲第7618号		
学位授与年月日	平成28年3月25日		
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当		
審査研究科	人文社会科学研究科		
学位論文題目	Anti-Corruption Demands and Government's Defense: The Case of Peru, 2000-2014 （汚職防止の要請と政府の対応 — ペルーの事例、2000—2014—）		
主査	筑波大学 教授		遅野井 茂雄
副査	筑波大学 准教授	PhD	QUIMPO Nathan Gilbert
副査	筑波大学 准教授	博士（経済学）	ウラノ エジソン ヨシアキ
副査	筑波大学 教授	博士（法学）	辻中 豊
副査	京都大学 准教授	博士（政治学）	村上 勇介

論文の要旨

途上国において汚職（腐敗）問題は、民主化や経済発展の障害となるなど大きな課題である。グローバル化の進展に伴い、各国政府に対する汚職防止に向けた内外の圧力は高まりつつある。国際機関や地域協力機構の勧告、自由貿易協定（FTA）の締結などを通じた国際圧力の高まりがあり、他方、民主化の進展の中で市民社会による圧力も強くなっている。

しかし、こうした活発化する反汚職のグローバル化の動きの中で、途上国における国内法制化や執行において限界があり、汚職防止に効果が上がっていないのが現実である。本論文は、そうした汚職防止をめぐる国際的規範の発展や国内の圧力と、実際の途上国政府の規範の適用や執行の限界について、独自の分析枠組みを用いて、ペルーを事例に解明を試みようとしている。

論文は全体で10章から構成されている。

- 第1章 序論
- 第2章 先行研究
- 第3章 分析枠組みⅠ — 汚職のシステムモデルと汚職防止改革
- 第4章 分析枠組みⅡ — 対応メカニズムと圧力のタイプ
- 第5章 フジモリ政権の終焉と移行政府
- 第6章 アレハンドロ・トレド政権（2001 - 2006） — 新たな汚職防止水準の安定化
- 第7章 アラン・ガルシア政権（2006 - 2011） — 対抗的措置と対応メカニズム
- 第8章 オジャンタ・ウマラ政権（2011 - ） — 汚職防止水準の脆い回復
- 第9章 理論モデルについての再考
- 第10章 結論 — 膠着からの脱出方法と汚職防止水準の向上に向けて

「第1章 序論」において、問題の背景と問題意識、研究目的、方法論、論文構成等の概要が述べられる。

米州機構や国際連合における汚職防止条約など国際条約の批准にもかかわらず、中南米諸国の汚職認識度は世界の平均より低く（Transparency International）、とくにペルーはその典型で、国内法制化が不十分であるとともに、執行においてきわめて限定的であるとの状況認識が明らかにされる。

ペルーでは、フジモリ政権末期に露呈し政権の崩壊につながった大規模な汚職事件を契機に汚職防止を促す国民意識が強まり、汚職防止に向けた格好の政策環境が生まれたが、その後の各政権の、汚職防止をめぐる改革政策と実際の成果は芳しいものではなかった。

そこで著者は、ペルーにおけるフジモリ後（2000年以降）の移行政府（パニアグア政権）と3政権（トレド、ガルシア、ウマラの各政権）の汚職防止をめぐる改革政策と実際の対応について、独自の分析枠組みを用いて、解明を試みようとする。汚職防止に対する国際規範の発展や国内の強い要請とポストフジモリ期の各政権において国内法制化や執行の乖離がなぜ生まれ、汚職親和的システムが維持されているのかについて、内外の要請に対する政権の対応能力という視点から解明するとの研究目的が明らかにされる。

「第2章 先行研究」で著者は、汚職をめぐる関心の高まりの中で過去20年間に蓄積されてきた関連研究をサーベイし、その特徴を5アプローチに整理し、批判的に検討する。その中で、政治意思の有無にかかわらず、政府は内外の圧力を無視する受動的アクターであるだけでなく、圧力を積極的に抑え込むよう行動するのであり、内外の圧力が反汚職改革において効果を生まないのは、政府にそれに抗する広範な戦略的メカニズムが開かれているからであるとの仮説を提示する。

「第3章 分析枠組みⅠ」、「第4章 分析枠組みⅡ」では、設定した仮説を検証するため、D.イーストンの政治システム論を援用し、著者独自の「汚職と汚職防止のシステムモデル」を構築する。それによって、政府と国際社会、市民社会のアクターの相互作用の中で、汚職防止が低水準となる状況が政治システムに圧力を生み出すシナリオを想定する。つまり汚職が容認されることによる経済的不満の増大、汚職事案の発生による支持の低下、内外の要請に対し反汚職改革を行わないことによる支持の低下、最後に政権の存続自体が問われるに至る状況で、対応メカニズムは効果なく、汚職防止水準の上昇が期待される状況である。

その下で、汚職防止において効果的取組みをしなくとも要求を低減させたり支持を取り止めたりする様々な対応メカニズムを抽出し、各政権の取組みにおける過程追跡に基づいた比較事例を通じて、因果関係の推論を行うことが方法論として示されている。

「第5章 フジモリ政権の終焉と移行政府」では、フジモリ政権下での汚職の露呈と政権崩壊によって、汚職防止の水準アップが期待される状況が到来し、8ヶ月間のパニアグア移行政権の下で特別検察官の任命、汚職防止委員会（CAN）や特別法廷の設置など、かつてない反汚職に向けた改革が実施された経過を分析する。

「第6章 アレハンドロ・トレド政権（2001 - 2006）— 新たな汚職防止水準の安定化」では、移行政権の後に誕生したトレド政権下で改革の継続が表明されたが、関連の資金手当が減じられ、人事が骨抜きにされ、政権寄りの人物に委員長が交替するなど委員会の中立性が弱まる等、防止への取組みの努力が低下していく。世論の注目も低下する中で、政治的なアピール度を失い、現状維持へと回帰する過程が分析されている。

「第7章 アラン・ガルシア政権（2006 - 2011）— 対抗的措置と対応メカニズム」では、前政権の汚職に対する特別検察官の任命など汚職防止は新たな政治力となるとともに、さらに政府内で発生した汚職スキャンダルが政権に圧力となり、特別検察官の任命や汚職防止オフィスの設置等の改革努力に繋がった。だが、これらは政治支持を得るための不適切な機関であることがしだいに明らかとなり、オフィスは10ヶ月後に解体される。米州機構による勧告や米国との自由貿易協定の発効、米国援助庁（USAID）による汚職防止の支援プログラムについては、経済的支援が伴わなかったこと、高位中所得国としての認定により援助対象国から外され、援助自体が実施されない等、対外的圧力にも限界があったことが分析されている。

「第8章 オジャンタ・ウマラ政権（2011 - ）— 汚職防止水準の脆い回復」では、市民社会の積極参加を

伴うオープン・ガバメント・パートナーシップ（OGP）への加盟を果たすことで歴代政権よりは前進が見られたが、しだいに OGP への対応において消極的となって行く。同時に特別検察官オフィスを設け、親族を含む政府関係者の訴追を行う等の取組を示したものの、しだいに後退する過程が分析されている。

「第 9 章 理論モデルについての再考」では、事例研究を通じて仮説の正しさが検証されたことが示されるとともに、汚職が容認されることによる経済的不満の増大というシナリオについては、調査対象期間が持続成長の時期と重なり、エビデンスに乏しいとの留保がなされ、むしろガルシア政権 1 期目（1985-1990）の後半の時期に妥当するとしている。

「第 10 章 結論 — 膠着からの脱出方法と汚職防止水準の向上に向けて」において著者は、全体を概括し、ペルーの経験に照らすと、国際的圧力は資金的裏付けを伴って初めて効果的となること、組織された市民アクターと野党間のアドボカシーネットワークと同盟関係を構築すること、社会における汚職を許容するレベルを引き下げることが、汚職防止の水準を引き上げる道であるとの結論を導いている。

審査の要旨

1 批評

本論文は、汚職防止をめぐり内外の圧力が高まる中で、途上国においてなぜ汚職防止において効果が上がらないのかの問いに対し、政治指導者や市民社会、国際社会の役割を重視する通説を越えて、途上国政府が圧力に積極的に対応するメカニズムをもつとの仮説に立ち、独自に構築したモデルに基づき、ペルーを事例に、定性的手法により包括的に解明しようとする意欲的な研究である。汚職防止を途上国において有効なものとするための諸条件を理解する上で、政策的にも意義をもつ研究として、評価できる。

汚職（政治腐敗）研究は、その性質上、実証的な研究が困難な領域であるが、本論文において著者は、フィールド調査に基づき、関係者に対する独自のインタビューと、公式文書、メディア情報、公刊された二次資料を手掛かりにデータを収集し、仮説の検証を行っており、論旨の展開も整合性を有し、一定の説得力を持つものとなっている。

もともと、理論的枠組みにおいて、企業家層等の他のアクターの存在や圧力の強弱、内外のアクター間の多様な連携など取り込むべき要素があること、また政治過程をダイナミックに説明できないなど、システム分析に由来する難点もみられる。「国の汚職防止水準（NACS）」といった用語を創出し、汚職水準の高低を説明しようとしているが、定量的手法を加味した慎重な吟味が必要である。また、一国の事例研究にとどまらず、汚職認識度において先進国並みの実績を誇るチリのような国、あるいは逆に国際連合といった国際機関に権限を委ねることによって防止の効果を挙げているグアテマラなどとの比較研究を通じることで、モデルの適用可能性を含め、さらに有意で説得力のある検証や分析が可能になると思われるが、それは次の課題である。

2 最終試験

平成 28 年 1 月 25 日、人文社会科学研究所学位論文審査委員会において、審査委員全員出席のもと、本論文について著者に説明を求めた後、関連事項について質疑応答を行った。審議の結果、審査委員全員一致で合格と判定された。

3 結論

上記の論文審査ならびに最終試験の結果に基づき、著者は博士（政治学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。